

	支援メニュー	支 援 内 容	問合せ窓口	必要書類		被害状況				受付開始
				り災証明書	被災証明書	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	
医療・福祉	医療機関での一部負担金の免除	武雄市の国民健康保険にご加入中で被災により住宅等が3割以上の損害を生じた方の医療機関等での窓口負担が軽減されます。	健康課 0954-23-9135 介護保険事務所 0954-69-8221 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476	必要	—	○	○	○	○	10/7
	住民税の減免	災害により、住宅等に著しい損害を受けたときに、減免できる場合があります。なお、被害程度の他に条件がございます。対象と見込まれる方には、り災証明書とあわせて減免申請書を送付しております。	税務課 0954-23-9220	必要	—	△	△	△	△	10/7
	固定資産税の減免			必要	—	○	○	○	△	
	国民健康保険税の減免			必要	—	○	○	○	○	
行政機関の税・料金等の減免・猶予等特例措置	保育料の減免	災害により、保護者が居住する家屋に損害を受けた場合、保育料や放課後児童クラブ利用料を減免できる場合があります。	こども未来課 0954-23-9215	必要	—	○	○	○	○	10/7
	放課後児童クラブ利用料の減免			必要	—	○	○	○	○	
	武雄市奨学資金の返還猶予	災害により、奨学生が奨学資金の返還が著しく困難となった場合、申請により返還が猶予されます。	教育総務課 0954-23-5170	どちらか必要	—	○	○	○	○	受付中
	国民年金保険料の免除	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方は国民年金保険料が免除される場合があります。	健康課 0954-23-9135 武雄年金事務所 0954-23-0121	必要	—	○	○	○	○	10/7
	後期高齢者医療保険料や一部負担金の減免	災害により、住宅や家財などに著しい損害を受けたときに、損害の程度により保険料や一部負担金(病気で支払う窓口負担分)の減免を受けることができます場合があります。	健康課 0954-23-9135 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476	必要	—	○	○	○	○	10/7
	国民健康保険の一部負担金の減免等	災害により、住宅や家財などに著しい損害を受けたときに、損害の程度により一部負担金(病気で支払う窓口負担分)の減免を受けることができます場合があります。	健康課 0954-23-9135	必要	—	○	○	○	○	10/7
	介護保険料の減免等	災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することが困難な方について、減免できる場合があります。	介護保険事務所 0954-69-8223 健康課 0954-23-9135	必要	—	○	○	○	○	10/7
	住民票等の各種証明手数料及びマイナンバーカード等の再交付手数料の免除	被災を原因として行う各種手続き等に必要な住民票の写し等の各種証明書の交付手数料を免除します。	市民課 0954-23-9225	どちらか必要	—	○	○	○	○	受付中
	国税の特別措置	災害により、住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けられる場合があります。また、財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けられる場合があります。	武雄税務署 0954-23-2127	必要	—	△	△	△	△	要問合せ
	県税の特別措置	災害により、著しい損害を受けた場合、自動車税、個人事業税、不動産取得税、産業廃棄物税等の県税に関して、課税額の減免、納税の猶予、申告・納付期限の延長の救済措置を受けられる場合があります。	武雄県税事務所 0954-23-3103	どちらか必要	—	△	△	△	△	

困りごととはまずは「復興対策室」へご相談ください。復興対策室に「被災者総合相談窓口」と「災害相談専門」ダイヤルを設置しています。

被災者総合相談窓口

場 所／市役所1階ホール
開設時間／月曜～金曜 8:30～17:00

災害相談専門ダイヤル

電話番号／0954-27-7510 (復興対策室)
開設時間／月曜～金曜 8:30～19:00 (当面の間)

	支援メニュー	支 援 内 容	問合せ窓口	必要書類		被害状況				受付開始
				り災証明書	被災証明書	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	
事業者・農業関係者向け支援制度	令和元年8月豪雨災害復旧資金	被害に遭われた中小企業・小規模企業者の資金繰りの円滑化を図るため、金融支援をします。	佐賀県信用保証協会 0952-24-4342 最寄りの金融機関、商工会議所、商工会	—	—	—	—	—	—	受付中
	農業災害復旧融資	災害により被害を受けられた農業者に対し、農業施設の被害の復旧に必要な費用や経営の再建を図るために必要な資金の融資を行います。	日本政策金融公庫 佐賀支店 0952-27-4120	必要	必要	—	—	—	—	受付中
	イノシシ等被害防止柵の補修・修繕の9割補助	災害により被害を受けられた農業者を対象に、補修・修繕に必要なワイヤーメッシュ柵・電気柵の購入費用の9割を補助します。	農林課 0954-23-9335	—	—	—	—	—	—	受付中
住宅支援	被災住宅の応急修理	災害により、住宅が半壊以上の被害を受け、自らの資力で応急修理をできない方に、日常生活に欠くことのできない部分かつ緊急に修理を行うことが適当な箇所について、市が事業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。	復興対策室 0954-27-7510	必要	—	△	○	○	—	受付中
	民間賃貸住宅借上(みなし仮設住宅)	災害により、住宅が全壊等の被害を受け、自らの資金で住居が確保できない方は民間賃貸住宅の提供を受けることができます。		必要	—	○	△	△	—	受付中
	災害復興住宅融資	災害により、住宅が半壊以上の被害を受け、住宅の解体等を行う方は、住宅の建設・購入をする場合において住宅金融支援機構より低利な資金融資を受けることができます。なお補修の場合は、一部損壊から利用できます。	住宅金融支援機構 0120-086-353 048-615-0420	必要	—	○	○	○	△	受付中
生活支援	水道料金・下水道使用料の減免	災害により、床上床下浸水した方を対象に水道料金、下水道使用料を免除または減額します。	水道課 0954-22-2874 下水道課 0954-23-9118	—	—	○	○	○	○	受付中
	便槽くみ取り手数料助成	便槽に被害を受けた方に対して、し尿の汲み取りに要する費用の全額助成(10月末日発注分まで)を行います。	環境課 0954-27-7163	—	—	—	—	—	—	受付中
	消毒用石灰購入助成	家屋に浸水被害を受け、自身で消毒用石灰を購入し消毒した方に対して、消毒用石灰に要する費用の助成を行います(上限40キロ)。		—	—	—	—	—	—	
医療・福祉	介護サービスの利用者負担額の減免等	災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、介護保険サービス利用者負担額を負担するのが困難な方は減免できる可能性があります。	介護保険事務所 0954-69-8221 健康課 0954-23-9135	必要	—	○	○	○	○	10/7
	障害福祉サービス等の利用料の減免	災害により、住宅に著しい被害を受けた場合や収入の減少等により、障害福祉サービス等の利用料を負担するのが困難な方は減免できる場合があります。	福祉課 0954-23-9235	必要	—	○	○	○	—	10/7
	母子父子寡婦福祉資金の貸付(住宅資金)	災害により、家財の破損、住宅の全壊、半壊又はこれらに準ずる被害を受けた母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対して住宅資金の貸付を行います。	福祉課 家庭支援係 0954-23-9216	必要	—	○	○	○	△	受付中

○…………り災証明書等により被害状況が○に該当する場合は原則として対象となります。
△…………り災証明書等により被害状況が△に該当する場合は対象となる可能性がありますのでお問合せください。
※被害状況の写真撮影をお願いします。様々な手続きを行う際、被害の状況(復旧前)の写真が必要な場合が多々あります。
復旧作業される前に、必ず写真を撮影しておいてください。被害状況の写真が無い場合は、支援を受けられない場合があります。
※被害程度の他にも条件がある制度がございますので、制度の詳細については各担当窓口にご確認ください。